寛政八年辰四月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)

中野 ·海老沼真治 小畑 茂雄 金子 誠司・ 金子裕太郎 亀

小林 ・ 千原 鴻志 半澤 直史・ 堀内 亨・宮澤富美恵 村松

解題

はじめに

辰四月 紹介を続けている会所日記の六冊目である。以下、 む冊子の内容を紹介する。当該史料は、 うち、「会所日記」と題された、寛政八年四月から同年十月末頃までの内容を含 れたい。 該史料を理解するための基礎的な情報については、 本稿では、二〇一六年度に山梨県立博物館に寄贈された十一屋野口家資料の 史料群としての十一屋野口家資料の性格や、 会所日記」は、 これまでの慣例に従い、 当館紀要において、二〇一八年度以降 「会所日記六」と略記する。 甲府札差の経営状況など、当 本稿で紹介する「寛政八年 「発端日記」 の解題を参照さ な

(一)「二重貸」の実態

「会所日記六」は、四月朔日付の「乍恐書付を以奉願上候」から記述が始まる。

由に、 らず、 考えれば、 れぞれの札差から借金をして生活をしながら、 目での借用はできないこととされていた。すなわち武士たちは、日常的にはそ 所から借りた臨時金を清算しない限り、身内の不幸や火災を除けば、 係は別物と考えられていたようである。 べて会所手代である佐七・嘉兵衛・庄兵衛らが作成しているところもあわせて 新蔵の両名は、この時点で札差からの借金を完済していたとみられるにも関 重貸しを避けるためとして融資の申し入れを断っている。また加藤留吉 府の費用として臨時金の借用を札差会所に申し入れ、ことごとく断られている から借用することになっていたらしい。 様子がうかがえる。その際札差会所側は、一七名の全員に対して、臨時金の二 これに続き、 札差会所から江戸参府の経費の借用を断られている。これらの通知がす 先だって臨時金を借用していたため、 札差と札旦那である武士たちの関係と、 四月上旬ころから五月中旬にかけて、 札差に対して借金がなくても、 臨時金の二重貸しになることを理 臨時の経費については札差会所 札差会所と武士たちとの関 斎田満蔵ら一七名が江戸 臨時金名

滞っているなど、他の理由があって断られたとみるべきであろう。先に武士たこでは二重貸しを表向きの理由にしつつ、実際には日常的な札差への返済がいのだから、ここでの札差会所側の主張は成り立たないようにも思われる。こに札差会所は融資を断っている。しかし臨時金でなければ二重貸しにはならないとらに本間善蔵・川合善吉郎・中村助九郎らに対しては、江戸参府の経費はさらに本間善蔵・川合善吉郎・中村助九郎らに対しては、江戸参府の経費は

会所から直接借りることができたのかもしれない。 会所から直接借りることができないからそれぞれの札差から借りるように、とはしない経費は貸すことができないからそれぞれの札差から借りるように、とはしない経費は貸すことができないからそれぞれの札差から借りるように、とはしちの札差と札差会所との関係は別物としたが、ここで札差会所側は、臨時金で

ことができないというのである。これに続き、土橋の札差を務める藤屋喜平次 立しないことになり、借用書に背くことになってしまうため、金子を受け取る 支配が確認した後であるので、 札差会所側は説明している。 るものであるので、 所が武士たちに貸す金は、 り扱いをしたことについて、 された四月時点でも解決しておらず、 し出た。それに対して札差会所は、この金子は受け取れないと返済の申し入れ(4) 年が明けて寛政八年の二月の蔵米支給に先立ち、土橋はこの一六両の返済を申 することなく過ごし、一〇月の蔵米支給の後に一六両を喜平次から借用した。 時点ですべて返済したのであろう。同年一○月の蔵米支給まで、土橋は借金を までにすべて返済した。喜平次は札差会所から一五両を借用し、 は前年三月に札差藤屋喜平次から借用した一五両を、 が、少し簡略化しながらも、 を拒否したが、土橋は納得しなかった。そこで二月の支給分と相殺することと 大黒屋権八が書付を提出している(「差上申書付之事」)。これによれば、 たうえで土橋に提出している。 さて、それと前後する四月六日、 残る米三俵を土橋の屋敷に届けたのだという。その勘定はこの書付が作成 蔵米支給以前に金を返されても受け取ることができないと 蔵米支給時に米をその時々の相場で換金して得られ 同様の書付を作成し、 特に去年の貸与に際しては、 札差会所は土橋に謝罪している。しかし、 借用以前に返済されてしまうと、 土橋八右衛門に対して札差月番の菊屋幸助・ 借金の相殺と現米の支給という両様の取 会所手代嘉兵衛が奥書を付 次の蔵米支給がある五月 借用証文の案を勤番 借用自体が成 おそらくこの 札差会 土橋

とがわかる。ここで野田源五郎は、前年の一一月に臨時入用として一五両を札四月十一日付「乍恐書付を以奉申上候」でも、同様の事態が発生しているこ

ば、 あり、 うので難しいと答えた。そのうえで弁助は、 年のところを半年で返済を終えようというのである。 のではないだろうか。 弁助の手元に置かれ、 とっても利息分が節約できるというのである。 納するという代替手段を提案した。 に相談したうえで決定し、弁助が札差会所から資金を調達して貸与したもの 返済計画は野田の持高や残金の返済などを踏まえ、生活が苦しくならないよう 返済されたが、ここで野田は残る一四両一分を一括返済したいと申し出た。 差の市川屋弁助から四ヶ年賦で借用した。この春までにそのうち三分と利息 括返済を行ったものと思われる。 返済された金を下会所で預かっておき、 一括返済されてしまうと弁助が札差会所に提出した証文と相違してしま その後に証文の通り、 下会所については不明だが、 そうすれば証文に背くことはなく、 このうえ一括返済を望むのであれ そこから札差会所へ証文の通り上 四年かけて札差会所に返済された おそらく野田は弁助 しかし弁助は、年賦で ひとまず金は の提案通り、 野田に

(二) 勤番支配の介入

間の藤右衛門が受け取っている。 ち六月九日には江戸・駿府での ている札差の経営を支える必要があると認識していたのかもしれない。 であったろうし、勤番支配側としても、 立てを代行してくれるというのである。 にとって大きな負担であったが、 えている。 則普 (仁右衛門) び出し、江戸・駿府へ転居した武士たちに貸した金について、 に赴くのは難儀であろうから、江戸・駿府で取り立てを行い、 六月三日、 江戸や駿府に転居した武士たちからの取り立ては、 山手勤番支配永見為貞は、 - から町年寄を介してそれぞれの札差に返済する旨の通知を与 「済方帳面」 ここでは勤番支配、 もはや武士たちの生活基盤の一環となっ 札差会所の行事八郎兵衛と平兵衛を呼 札差たちにとっては願ってもないこと 一が柳町の会所で作成され、 ひいては幕府がその取り 甲府代官小笠原 甲府の札差たち 転居先まで回収 このの

ら江戸に転勤になった。そのとき、平兵衛が酒向に用立てた七両二分について、ている。「七年以前戌年」、すなわち寛政二(一七九○)年、冨田小膳が甲府か七月一日、札差仲間の平兵衛は、酒向藤十郎に対して、次のように書き送っ

れているが、そこでは二重貸しとなっているのは寛政七年八月の不幸入用であ 行っていたため、 戸行きの支援をしており、 ちの返済が滞っていることについて、 田に請求することはしていないが、同じ寛政二年に江戸へ転勤になった武士た 扱いになったのであろう。返済は翌寛政三年の夏から一〇ヶ年賦とされ、 しまったものだろう。 いう。これについて平兵衛は、 八年の二月まで酒向から返済が行われてきた。しかしこの借金について、江戸 酒向が冨田の江戸行きの支度に用いたいと言い出したため、おそらく臨時金の 冨田のところに催促が及び、 この借金についても江戸の冨田に取り立てが及んだものであろうと説明 酒向と冨田の関係は不明であるが、 札差会所側では冨田が平兵衛から借金をしていると誤解して なお酒向は四月に江戸参府のため借金を申し入れて断ら おそらく借金を臨時金として扱うためにその説明を それは平兵衛が請求したことだとされていると 酒向から滞りなく返済が行われているので、 札差たちが勤番支配などにお願いをした 何らかの理由で酒向は冨田の江 寛政 富

がうかがえる。 の返済を継続していたと考えられ、 以前に甲府から駿府に転勤していながら、 せている。すなわちここで名前のあがっている八名については、 について、同四年から返済が行われた結果、 滝市兵衛以下八名の武士に、 えなかったのであろう。 これをうけて八月、 武士たちも代官所からの催促となれば、 甲府の札差惣代八郎兵衛が、 「七年以前戌」すなわち寛政二年の五月に貸した金 六月の勤番支配の提案が実現している様子 おそらく駿府代官などを通して借金 完済し、 駿府代官野田政晟に対し、 借用証文を返す旨を知ら ある程度対応せざるを 寛政八年八月

門は、「去々年寅年」、寛政六年に長蔵が病気を理由に札差を退き、その後病死ていたとして、その内容を口頭で説明するよう求められた。これに対し彦右衛性が高い。彦右衛門は、これ以前に八日町の長蔵の債権について願書を提出し代わりに市川屋の弁助が出頭した。山手支配の永見の名前も記されており、後代わりに市川屋の弁助が出頭した。山手支配の永見の名前も記されており、後代を所の月番たちにも呼び出しがかかったが、両名とも「不快」であったため、さて七月三日、一蓮寺地内町の彦右衛門が追手支配近藤政明に呼び出された。

行われ、 手控えとして持っていた明細書を提出した。 たのは不束なことであるとした上で、 であるから、 門は返答することができなかった。 支配はどうして札差仲間に相談せずに願い出たのかと彦右衛門を叱り、 出たのかを問い、彦右衛門は札差仲間との相談なしに願い出たと答えた。 出たのだという。これに対し勤番支配は、彦右衛門が札差仲間に相談して願 金および娘の養育の手当てとして、彦右衛門は長蔵の債権を相続したいと願 いた金について、親類たちが他から借りるなどして用立てて返済した、この借 た して、その父も亡くなってしまったため、長蔵の娘を引き取って養うことにな 長蔵が札差を辞めた際、長蔵が札差会所から借用して武士たちに用立てて 勤番支配に願い出ずとも済んだものを、 長蔵の債権については、 勤番支配は続けて、 債権の明細書の提出を求め、 札差仲間に相談すれば仕法通りに返済が その相談もなく願書を提出し 改正仕法が成立したの 彦右衛門は 彦右衛 勤

ろう、 では、 ても、 門のしたことはけしからん、しかし彦右衛門から勤番支配に届けがなくとも 差から借金をする際にも、 答えることができなかった。これまで武士たちが年三回の蔵米支給に際して札 うしてそのようなことをするのかと勤番支配は弁助に畳みかけ、 残金ばかりを書き出し、亡くなった長蔵の債権は書かなかったのであろう、 は のことは聞いているだろう、そのときも辞めた札差の債権を新しい札差が継承 に対して答えることができなかった。 ねればよいところ、 案内であったため行き届かなかったと答えた。勤番支配は、弁助が不案内であっ 仕法通りにしておれば、長蔵の貸した金は彦右衛門が回収するべきであるのに しているではないか、それと同じように、 どうしてこれまで彦右衛門が回収できなかったのか。弁助は、その時点では不 仕法を忘れているかのような不束なことであると述べた。さらに聞いた限り 勤番支配は彦右衛門に退出を命じ、 それでは長蔵の債権分だけ不足が発生し、どうして残金が少ないのであ 去年札差仲間たちに債権を書き出して提出させた際、 古くから札差仲間を務めているものに、 どうしてそうしなかったのかと弁助を叱った。 きっと自分たちの残金だけで計算をしていたのであ 勤番支配は続けて、 残った弁助に次のように尋ねた。 長蔵の債権を彦右衛門に渡さないの 長蔵の債権はどうなったかと尋 若松屋の佐次右衛門 きっと自分たちの またも弁助 弁助はこれ 彦右衛 ど

町年寄まで書面を提出するよう弁助に命じている。 でいた明細書の通りで長蔵の債権は間違いないか、と勤番支配が弁助に確認し、たところ、弁助は彦右衛門がきちんと確認したはずであるので、おそらく相違ていた明細書の通りで長蔵の債権は間違いないか、と勤番支配が弁助に確認しういうことがなかったのは、武士たちも不注意であったのだ、彦右衛門が持っろうかと長蔵に債務を負う武士たちも不思議がるはずであるのに、これまでそろうかと長蔵に債務を負う武士たちも不思議がるはずであるのに、これまでそ

仕法通り弁助に行い、 すべきであったのに、そうしなかったので、これも弁助と同様不行届であった るといい、彦右衛門に対しては、もっと早く弁助に相談し、長蔵の債権を回収 金を受け取り、長蔵の縁者にそれを渡すことがなかったのは不行届のことであ 支配の近藤も臨席していた。 方法については町年寄に申し渡すのでそのつもりでいるように、 と述べた。勤番支配は、この債権については、それぞれ相談したうえで、 たが、そのうち三軒の債務者は確認できなかったと申し添えた。 た勤番支配は、 た場合にはこちらから調査を行うのでそのつもりでいるように、と述べた。ま 弁助の言う通り債務者それぞれに確認をすべきであり、 こののち一〇月三日、 弁助は長蔵の帳面を調べ、念のため債務者である武士たちにも確認を行っ その債権について、先に聞いていた通り、これまで弁助が返済 弁助から彦右衛門に返済相当額の金を渡すように、 弁助と彦右衛門は山手支配永見に呼び出された。 まず弁助に対し、 長蔵の債権について確認が行わ 弁助が確認できなかっ ただし返済は 勤番支配は、 追手 と命 解決

蔵の債権の継承を求めた彦右衛門に、それが認められるのは極めて当然のよう ように使われたかはわからないが、少なくとも彦右衛門の手には渡っていな 限りでは破綻のない筋で裁定を下している。長蔵没後、 に思われる。 た武士たちは、 けてくるかの印象があったが、この彦右衛門の一件については、 これまで勤番支配は、 長蔵の債務を弁済し、 彦右衛門がなぜ札差仲間に相談なく、 弁助ら札差会所に返済を行っていたのであろう。その金がどの 武士側の利害を代表し、 その娘を養育するという正当な理由をもって長 札差会所に無理難題を吹っか 直接勤番支配に訴えを行っ 長蔵から借金をしてい ここに見える

われたことも重要であろう。不明とするよりない。そしてこの詮議と裁定が、二人の勤番支配が同席して行たかについては、いくつかの可能性が考えられるが、いずれも決め手を欠き、

おわりに

置づけが変わりつつあることを示すのかもしれない。 が収められることは珍しかった。その意味で札差たちにとって、 について相談をしている。 の事件のほかにも、 時の甲府のようすを探るうえで非常に興味深い史料である。 ている。これまでも述べてきたように、 太郎右衛門の家中とみられる高橋・八田らに対して書状形式で利息の取り扱い 「会所日記六」には、 例えば八月二七日と九月一二日には、 寛政八年四月から同年一○月頃までの記録が収めら これまでの会所日記には、 会所日記は甲府の札差の目線から、 こうした私的なやり取り 札差平左衛門が榊原 右にみたいくつか 会所日記の位

註

(1)中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵「《資料紹介》 菖蒲 海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松 博物館所蔵 のうち)」『山梨県立博物館研究紀要 第一三集』(二〇一九年三月。以後「会所日記二」 弘 野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・山本倫 梨県立博物館研究紀要 第一二集』(二〇一八年三月。以後「発端日記」と略記)、 政六年十一月 惣会所発端日記」(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)」『山梨県立博物館研究紀要 第一六集』(二〇二二年三月。 物館研究紀要 第一五集』(二〇二一年三月。以後 金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・宮澤富美恵・村松菖蒲「《資料紹介》「寛政 (二〇二〇年三月。以後「会所日記三」と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・ 宮澤富美恵・村松菖蒲・山本倫弘「《資料紹介》「寛政七年五月 と略記)、中野賢治・海老沼真治・小畑茂雄・金子誠司・亀井大輔・小林可奈・堀内亨・ 「《資料紹介》「寛政七年三月 会所日記」(山梨県立博物館所蔵 「《資料紹介》「寛政七年卯十一月三日より 十一屋野口家資料のうち)」『山梨県立博物館研究紀要 (山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)」 「会所日記四」と略記)、 会所日記」(山梨県立博物館所蔵 十一屋野口家資料のうち)」『山 会所日記」 十一屋野口家資料 『山梨県立博 第一四集 (山梨県立 中

註記を省略する。 以後「会所日記五」と略記)。以後、本稿ではこれらの資料紹介をそれぞれ略称で記し、

二〇二三年二月までの活動状況は以下の通りである。
昨年度は一部遠隔開催を実施したが、今年度は対面で研究会を開催することができた。
か月に一度程度、山梨県立博物館に集まって研究会を実施するのを基本形としており、

第一回 二〇二二年四月三〇日(土)於:山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村芸

第二回 二〇二二年五月二八日(土)於:山梨県立博物館

輪読(堀内、金子、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、千原)

第

三回

二〇二二年八月六日(土)於:山梨県立博物館

千原、金子(裕)、半澤)

※「会所日記六」翻刻終了

第四回 二〇二二年一〇月二九日(土)於:山梨県立博物館

千原、金子(裕)、半澤) 輪読(堀内、金子(誠)、宮澤、小畑、海老沼、中野、小林、亀井、村松、

※「会所日記七」翻刻着手

| 五回 | 二○二二年一二月一七日(土)於:山梨県立博物館

金子(裕)、半澤)の金子(堀内、金子(誠)、宮澤、中野、亀井、千原、翻刻案の全体検討・原本校正(堀内、金子(誠)、宮澤、中野、亀井、千原、

- の解題でも取り上げた。(3)札差側が不幸・火災以外での臨時金の二重貸しを忌避する動きについては、「会所日記五」
- 支給される蔵米を全て土橋の屋敷に運ぶことが問題となっていた。返済したのは四月下旬、一六両を借用したのは一一月であった。この時すでに土橋に(4)「会所日記五」寛政八年三月一四日付「乍恐書付を以奉申上候」では、土橋が一五両を

財センター、山梨中銀金融資料館、山梨文化会館)れあい館、山梨県立博物館、山梨県富士山世界遺産センター、山梨県埋蔵文化(甲府市教育委員会歴史文化財課、韮崎市教育委員会教育課、身延町みすきふ

凡例

- ままとした。
 ただし、固有名詞など、特に必要と認められる場合については、原本の(一)旧字・俗字・略字・異体字などの漢字は、原則として常用漢字に改めた。
- いて示した。
 用され、出現頻度の高い文字については、原本のままとし、小活字を用与(と)、者(は)、茂(も)、ゟ(より)、〆(しめ)など、慣用的に使(二)変体仮名は、原則として現行の平仮名に改めた。ただし、江(え)、而(て)、
- 文字数が不明な場合は[]で示し、傍注でその旨を示した。(三)欠損・虫損等により判読し難い場合は、文字数が推定できる場合は□□□、
- 不明な場合は■■で示した。

 本の文言に「 」を付し、右肩に傍注で(抹消)と示した。

 でらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■

 でらに、抹消箇所が判読不能の場合、文字数が推定できる場合は■■■

 でらに、抹消箇所が広範囲にわいては、抹消のみの場合は左側にこここで示し、訂
- 示した。 (五)貼紙・付札などは、その文言に「 」を付し、右肩に傍注でその旨を
- (六)史料には、適宜読点(、)や並列点(・)を付した。
- (七) 改行については、原則として追い込みとした。
- ママ)等と注記した。字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白字の脱落等における空白部分は二字あけとし、その旨を(平出)、(空白)尊敬を表す闕字は、原則として残し、一字あけとした。また、平出や文

(寛政八年辰四月

乍恐書付を以奉願上候

、去卯八月御用金被仰付、金拾両上納仕候処、右之内金六両、十一月御下ケ 被下置、相残金四両之儀、何卒此度御下ケ被下置候様奉願上候、此節見越御

用立相始候ニ付、乍恐右之段奉願上候、以上

寛政八年辰四月朔日 御蔵札差

平右衛門

西青沼町

清左衛門

御会所

「写」) 一、金拾三両 「写」) 一、金拾三両

森武太郎様

焼失入用 金五両

杉浦長之助様

印 御普請 (写」) 一、金九両

御同所様

印 御破損「写」)一、金八両

印

「写」)一、金七両

(「写」) 一、金四両 御普請 不幸入用

山名三次郎様

野田左内様

平井七郎兵衛様

飯高初三郎様

〆金五拾四両

右御方様御臨時金明 (空白ママ) (空白ママ) 以上

御蔵札差月番

四月

平右衛門

西青沼町

清左衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以奉申上候

候間、 付を以申上候様被仰付候ニ付、 而者御証文御文段ニ相当不仕候ニ付、是亦御請難仕旨奉申上候処、右之趣書 左候ハ、右御破損御入用、当二月引残金四両壱分、此度一所ニ御返済可被遊 御用立候ニ付、弐重ニ茂相成、旁以御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、 所
ら被仰渡
茂有之候処、去卯七月御破損御入用金、来ル巳十月迄三ヶ年賦ニ 金之儀、御不幸・御焼失御入用之外弐重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会 借仕、御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニ茂御座有間敷、殊ニ御臨時 此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、右御入用として御臨時金御会所ゟ拝 此度御参府御入用、御会所ゟ拝借仕、御用立候様被仰聞候得共、左候 乍恐如斯ニ御座候、以上

寛政八年辰四月

斎田満蔵様

御用人中様

差上申書付之事

江奉差上候 共御渡し被成下候処、金子ニ而慥ニ奉請取候間、 去ル卯年三月御当用御証文を以御用立申候御会所金拾五両、御借米前元利 五月御渡リ御米金御屋鋪様

同卯五月より十月迄者御用立候金子無御座候

御証文御案文□□御支配様へ奉御覧入置候儀故、別而御渡り前ニ金子ニ而御 仲間共より御用立候金子者、御蔵渡リ御米金引当御用立申候儀故、三季御渡 申上旨、手代嘉兵衛を以申上候処、 二月御借米前、 前元利奉請取御勘定仕候儀者難仕段申上候処、 月金子御用立申候節御断不申上段、 返済被成下候共、右御案文ニ背候儀故御請取難申上奉存候、右之段去卯十一 タ御勘定者相立不申候、 程御米金ニ而引落し置、 >前ニ金子ニ而御渡し被下置候とも御請取難申上奉存候、殊ニ去卯年御当用 去卯十月御切米後、 乍恐如此ニ御座候、 右金子元利共御返金被成下候得共、 又候同様之御証文ニ而金子拾六両御用立申候処、 右之趣両様ニ取斗候段、 残リ御米三俵とはし御屋敷様江奉差上候、(土橋) 以上 是亦御察斗奉蒙恐入奉存候得共、御渡リ 御得心不被遊候ニ付、御用立金元利丈ケ 其趣書付を以申上候様被仰付 御察斗奉請恐入奉存候得共、 此度者金子ニ而御請取難 右ニ付未 当辰

御蔵札差月番

幸財

寛政八年辰四月六日

大 権 八

土橋八右衛門様 御用人中様

差上申書付之事

季御切米前ニ元利共金子ニ而返済可申候間、 御証文持参仕返上仕候、 御請仕申置 去ル卯年二月御借米後御証文を以御会所金拾五両御用立申候処、 一元利共ニ金子ニ而無相違御返済被成下、慥ニ奉請取、 其節被仰付候者、猶亦此上ともニ用立呉候金子、三 右之通ニ取計呉候様ニ御逢対を 直ニ御会所江相納メ、 同四月下

卯五月ゟ同十月迄者御用金不被仰付候

同卯十月御切米後、 又候右同様之御証文を以御入用金拾六両御用立申置候

> 処、 依之為念書付を以申上候、 無御座候、 番十一屋忠蔵并井筒屋喜右衛門、 用御証文御案文御支配様江奉御覧入置候間、 当辰二月御借米前ニ、元利共ニ金子ニ而御返済被成下候処、 右申上候通、 去十月早速右之段届ケ不申上候処、 以上 右両人手代嘉兵衛を以御請申上候処、 金子ニ而者御請取難申上候段、 等閑ニ罷成候、 去卯年御当 相違

辰四月六日

藤屋 喜平次

置候、 右前文之通蔵宿会所月番両人私江申聞候通、 以上 逐一無相違申上候、 為其印形仕

嘉兵衛

土橋八右衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

候ニ付、 奉存候、 利足御費茂無御座奉存候、右之趣奉申上候処、 江奉預リ置、 上奉拝借、 候様種々御相談之上、 右御年賦割合之儀者御高并御残金御済方等ニ応し、 二付、此度一所ニ御返金可被遊思召ニ付、 仕御用立候、 去卯十一月御臨時御入用被仰付候ニ付、 **乍恐如斯御座候、** 乍併御勝手ニ付此度一所ニ御返済被遊度思召御座候ハヽ、下タ会所 御用立候御儀ニ御座候得者、御証文通リニ相違仕候儀者御請難仕 御下金御会所江者御証文通上納可仕候、 右御済方当春金三分卜利足奉請取、 四ヶ年賦ニ御会所江願上、 以上 御会所ゟ金拾五両四ヶ年賦ニ拝借 請取可申哉之旨御尋ニ御座候処 其段書付を以申上候様被仰付 相残リ金拾四両壱分御勝手 右年賦済御証文御会所江差 御暮方御差支ニ相成不申 左候得者御証文通相立、

市川屋

辰四月十一日

弁助

会所手代

野田源五郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

共、先達而御臨時金御用立御座候間、 坪内新蔵様☆奉申上候、御参府御入用御会所ゟ拝借仕御用立候儀相成可申、加藤留吉様☆奉申上候、御参府御入用御会所ゟ拝借仕御用立候儀相成可申 哉之旨御尋ニ御座候、右者御両所御親子様ともニ御蔵宿御残金者無御座候得 弐重ニ相成申候ニ付、 御請難仕御断奉

、磯部元右衛門様江奉申上候、 御座候間、 尋御座候、 可申与奉存候ニ付御断奉申上候、 乍恐如此ニ御座候、 此上右御入用御用立候而者、 先月被仰付候纔之御破損御入用さへ御断申上候程之御儀ニ御座候 右者是迄御臨時御用立者無御座候得共、御親子様御蔵宿御残金多々 以上 右御参府御入用御用立候儀相成可申哉之旨御 右奉申上候処書付を以申上候様被仰聞候ニ 口々御済方金高相嵩、 御暮方御差支ニ相成

御蔵宿会所

庄兵衛 手代

同

寛政八年辰四月十七日

佐七

嘉兵衛

加藤留吉様

磯部元右衛門様 坪内新蔵様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

様被仰聞ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上 御立会ニて被仰聞候得共、何分御請難仕御断申上候処、 御屋敷様御蔵宿去卯正月迄私相勤罷在候処、御相対を以御蔵宿御離レ被遊 然ル処此度御代替リニ付又々前々之通引請、 御蔵宿相勤候様御親類様方 其段書付を以申上候

御蔵札差

寛政八年辰四月

忠右衛門

権太広次郎様

御用人中様

乍恐以書付奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕 仰渡茂有之候処、去卯十月、御破損御入用金、来ル巳五月迄三ヶ年賦ニ御用御不幸・御焼失御入用之外、弐重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所よ被 右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、 立候ニ付、弐重ニも相成候間、御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハヽ 御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニ茂御座有間敷、 殊ニ御臨時金之儀 以上

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿三日

本間善蔵様

御用人中様

借仕、 此度江戸表へ御参府被成度思召ニ付、作恐書付を以奉申上候 御用立候様被仰付候処、 右者御臨時と申ニも御座有間敷、 右御入用として御臨時金御会所ゟ拝 殊ニ御臨時

尚また同八月御不幸御入用金、来ル未年迄五ヶ年賦ニ御用立候ニ付、旁以御 乍恐如此ニ御座候、以上 請難仕奉存候、依之御断申上候処、 所ゟ被仰渡も有之候処、去卯四月、御番入御入用金、午年迄四ヶ年賦ニ御用立、 金之儀御不幸・御焼失御入用之外、弐重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会 右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、

新 年代 佐 七

寛政八年辰四月廿六日

川井善吉郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

借仕、御用候様被仰付候処、右者御臨時(「立」脱) 、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、 之儀御不幸・御焼失御入用之外、弐重之御貸出し無御座旨、 之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、 付、弐重ニも相成候間、 として去卯十月御臨時金御会所ゟ拝借仕、来ル午年迄四ヶ年賦ニ御用立候ニ 被仰渡も有之候処、三年以前寅年冬、御長屋御門焼失ニ付、右御普請御入用 御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、 右者御臨時と申ニも御座有間敷、 乍恐如此ニ御座候、 右御入用として御臨時金御会所ゟ拝 以上 先達而御会所ゟ 殊ニ御臨時金 左候ハ、右

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿六日

庄兵衛 手代

中村助九郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金、御会所ゟ拝借仕、

寛政八年辰四月

此ニ御座候、以上

右両様御会所ゟ拝借仕、御年賦ニ御用立候ニ付、

旁以御請難仕奉存候、依之

仰渡も有之候処、去冬御焼失御入用金、当春御用立、尚亦御不幸御入用金、 御不幸・御焼失御入用之外、弐重ニ御貸出し無御座候旨、先達n御会所ゟ被 御用立候様被仰付候処、右者御臨時と申ニても御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀、

御断奉申上候処、左候ハヽ右之趣書付を以奉申上候様被仰付候ニ付、乍恐如

生 佐代 七

御蔵宿会所

杉浦長之助様 御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

「一、七髪エヨ・麦エ甲を手を指し、(抹消) 此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕 左ニ新ニ記ス

候間、 御不幸・御焼失之外、弐重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所ゟ被仰渡 茂有之候処、去卯八月御不幸御入用金年賦ニ御用立候ニ付、 御用立候様被仰付候処、右者御臨時与申ニ茂御座有間敷、殊ニ御臨時金之儀 上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上 御請難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハヽ右之趣書付を以申 弐重ニ茂相成

寛政八年辰四月廿七日

酒向藤十郎様

御用人中様

佐七

御蔵宿会所

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、 年賦二御用立候様被仰付候処、去卯年御破損御入用金拾弐両御用立申候金子! 為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕

当五月御皆済ニ罷成候上ニ而、 御婚礼御入用金御用立候様、 以上 左候ハ、右之趣書付を以申上候様 御用立可申段申上置候ニ付、此度 先達而ゟ被仰聞

御参府御入用之儀者御請難仕段申上候処、 候ニ付、御相談之上右御入用金弐拾五両、 被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、

辰四月廿七日

御蔵宿会所

印

矢田銀作様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

、此度江戸表立御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕、 弐重ニ御貸出し無御座候旨、 年賦御用立候様被仰付候処、 難仕奉存候、依之御断奉申上候処、 病気御入用金御会所ゟ拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、 先達而御会所ゟ被仰渡茂有之候処、去卯八月御御時金之御儀者御不幸・御類焼御入用之外、 左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付 此度御参府御入用御請

御蔵宿会所

候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上

辰四月廿七日

生 佐代 七 印

石川五郎右衛門様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、 御請難仕奉存候、 御家作御入用金御会所より拝借仕、 弐重ニ御貸出し無御座候旨、 年賦二御用立候様被仰付候処、御臨時金之御義者、御不幸·御類焼御入用之外、 依之御断奉申上候処、 先達而御会所ゟ被仰渡茂有之候処、 年賦ニ御用立候ニ付、 為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕、 左候ハ、右之趣書付を以申上候様被 此度御参府御入用 去卯十一月

> 仰付候ニ付、 乍恐如此御座候、 以上

辰四月廿八日

庄兵衛

伊谷梅次郎様 御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

一、此度江戸表立御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕、 御用立候様被仰付候処、去卯五月大殿様エ御臨時金御用立候ニ付、又々若 殿様江別段御臨時御用立候義者御請難仕候段申上候処、 様被仰付候ニ付、 **乍恐如此御座候、** 以上 書付を以奉申上候

御蔵宿会所

辰四月廿八日

庄兵衛

此書付四月丗日返リ、 庵原伴五郎様 亦々文言替リ五月一日ニ上ル、 留奥ニ有リ

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

御家作御入用金御会所ゟ拝借仕、 年賦ニ御用立候様被仰付候処、 付候ニ付、 請難仕奉存候、 弐重ニ御貸出し無御座候旨、 此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、 乍恐如斯ニ御座候、 依之御断奉申上候処、 先達而被仰渡茂有之候処処、 以上 御臨時金之儀、 年賦ニ御用立候ニ付、 左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰 為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕 御不幸·御類焼御入用之外、 此度御参府御入用御 去卯九月御隠居所

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿九日

生 住 兵 衛

鈴木鉄吉様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、 候二付、乍恐如此二御座候、 難仕奉存候、 破損御入用金御会所ゟ拝借仕、 依之御断奉申上候処、 以上 先達而御会所ゟ被仰渡茂有之候処、 年賦ニ御用立候ニ付、 左候ハ、右之趣書付を以申上候様被仰付 為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕、 御不幸・御類焼御入用之外、 此度御参府御入用御請 去卯六月御

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿九日

嘉兵衛

団吉太郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

、此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨金御会所ゟ拝借仕、(「時」脱) 候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハゝ右之趣書付を以申上候様被仰付難仕奉存候、依之御断奉申上候処、左候ハゝ右之趣書付を以申上候様被仰付破損御入用金御会所ゟ拝借仕、年賦ニ御用立候ニ付、此度御参府御入用御請 年賦ニ御用立候様被仰付候処、御臨時金之儀者、 弐重ニ御貸出し無御座候旨、先達而御会所ゟ被仰渡も有之候処、去卯十月御 御不幸・御類焼御入用之外、

御蔵宿会所

清野権左衛門様

主 住 兵衛

寛政八年辰四月廿九日

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候

趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、 ニ御貸出し無御座候旨被仰渡茂御座候ニ付、御断奉申上候処、 相成候間、御請難仕奉存候、勿論御不幸・御類焼御入用之外、 用立候様被仰付候処、去卯八月御不幸御入用金年賦ニ御用立候ニ付、弐重ニ 此度江戸表へ御参府被遊度思召ニ付、右御入用御足し金として御臨時金御 乍恐如此ニ御座候、 以上 左候ハ、右之 御会所金弐重

御蔵宿会所

寛政八年辰四月廿日

手 佐 七

印

酒向藤十郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉申上候 此書付相認候処、御断趣意不相当ニ付、 評

儀之上認直し奥ニ写ス

御座候旨、先達而被仰渡茂有之候処、去卯五月大殿様へ御臨時金御用立候間、 御用立候様被仰付候処、御不幸・御類焼之外、御臨時金弐重ニ御貸出し無 如何之訳合ニ
而別段ニ御用立候儀不相成候哉之旨御尋ニ御座候、右者御足 被仰付候得共、別段ニ若殿様へ御臨時金御用立候儀者御請難仕段申上候処、 弐重ニ茂罷成候故、御断申上候得者、左候ハヽ若殿様江御臨時金御用立候様 を以申上候様被仰付候ニ付、 し高御役料ニ准し候御儀与相心得罷在候ニ付、 此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、為右御入用御臨時金御会所ゟ拝借仕、 乍恐如此ニ御座候! 御断奉申上候、右之趣書付 以上

御蔵宿会所

庄 兵衛

庵原伴五郎様 御用人中様

辰五月朔日

66

-恐書付を以奉申上候

候処、 迄御足高御役料等ニ茂別段ニ御臨時金年賦ニ御用立候儀無御座候ニ付御断申 御本高ニ無御座候間、別段ニ若殿様エ御臨時金御用立候儀ハ御請難仕段申上 弐重二罷成候故御断申上候得者、若殿様
「御臨時金御用立候様被仰付候得共、 拝借仕、 し無御座候旨、先達而被仰渡御座候処、去卯五月大殿様エ御臨時金御用立候間、 此度江戸表江御参府被遊度思召二付、 「候処、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、 如何之訳合ニ而別段ニ用立候儀不相成候哉之旨御尋ニ御座候、 御用立候様被仰付候処、御不幸·御類焼之外御臨時金弐重ニ御貸出 為右御入用御足金御臨時金御会所よ 乍恐如此ニ御座候、 以上 右者是

御蔵宿会所

原伴五郎様

五月二日

手代 庄兵衛 印

御用人中様

辰五月四 日 八日町御会所江八郎兵衛·久右衛門被召呼被仰付候御書

候之間、 追々年賦済方■も有之上者、 意之ものとも手金難差出ニ付、 先達而糺之上、其方共手金差加金同様会所紅差出候様申渡候処、 同融通致し候様可致候、 、其節難儀与不存難有存候様心懸ケ可申候 且其方とも江御下金五百両も来ル申年お上納事ニ 右之不如意之者共追々会所江手金差出、仲ヶ間 身上相応之仲ヶ間ども多分金子差出置候処、 仲ヶ間不如

辰五月

同日

右同人江被仰渡候覚

松田嘉次郎様分

金四拾九両三分·拾四匁八分四厘 久右衛門

服部角左衛門様

金四両弐分・九匁九分九厘

/郎兵衛

候 右弐口棄捐ニ被仰渡候、 両替屋差加金之内ニ而上納之節、 引落し候様被仰渡

乍恐書付を以奉申上候

上候処、御聞済無御座、右之趣書付を以れれる。 御用立候様借仕御用立候様被仰付候処、 二卿会所を拝 一、此度江戸表江御参府被遊度思召ニ付、 御座候、 以上 右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ 金弐拾両五ヶ年賦ニ御用立可申段申 右為御入用御臨時金三拾両拾ヶ年賦

御蔵宿会所

佐七

印

寛政八年辰五月十二日

塙真次郎様

御用人中様

乍恐書付を以奉願上候

相添、 上候所、 所
る
御渡し被下置候得共、当月御借米渡リ之節者、 儀御座候旨被仰立、 其砌右之段御披露奉申上候、 金五拾九両余、 卯冬御相対を以、 取斗被遊候思召御座候由二付、 様御蔵宿仲間一同御高免被成下置候様奉願上候所、 御難渋被仰聞候ニ付、 森川新兵衛様御儀、 年々三季御蔵渡リ之節、 願之通願書御下ケ被下置、 此御済方之儀者、 右新兵衛様御蔵宿御離レ申候、 私江御渡し被下間敷旨、 去卯四月、私共仲間会所江被為入御懸合之儀ニ付、 右躰ニ而者中々以来御蔵宿難相勤奉存候ニ付、 然ル処当二月者御定通リ、 御蔵方御役所ゟ御渡し可被下旨、 御願下ケ仕候様達而被仰聞候ニ付、其段奉願 御高百俵ニ付元金三両済并壱割弐歩之利足 依之其後段々富五郎様江御掛合申上、 御蔵方御役所江被仰遣候ニ付 其節迄御用立金御調之上、 右ニ付、 右御証文金之内ニ相違之 御年賦金御蔵方御役 酒依富五郎様御 御証文請取、 、 右 御 種 z蔵_方々

呼候儀無御座、御年賦金之儀者御証文通、御蔵方於御役所ニ御渡し被下置候 渡し被遊候ニ付、新兵衛様エ又々参上仕、御掛合申上候上請取可申旨○○富相分リ不申旨被仰聞候、然ル処此度御年賦金之分、富五郎様ゟ新兵衛様へ御 様仕度奉願上候、何卒右之趣被為 相違無御座相分リ申候間、右新兵衛様エ両度参上仕、 候得共、右之趣ニ御座候得者、猶又富五郎様江参上仕、 文之儀者御相対を以御離レ被遊候節、金高御調之上請取候御証文之儀ニ御座 上候程之御儀ニ御座候得者、中々新兵衛様エz参上仕御懸合申上候儀奉恐入候、 五郎樣被仰聞候得共、前書申上候通、御懸合ニ難渋仕、御蔵宿御免之御願差 右相分リ候迄、 躰御懸合ニ難渋仕、御離レ申候程之御儀ニ御座候得者、以来御屋鋪エ被召 御蔵方御役所ゟ富五郎様エエ右御年賦金御預ケ被遊候、右御証 聞召分ケ、御証文通御年賦金御渡し被下 御掛合申上候処、兎角 御証文金高相調候処、

御蔵札差

藤兵衛

置候様奉願上候、以上

寛政八年辰五月廿六日

同月番

八郎右衛門

同 元 七

御会所

御下金

乍恐書付を以御披露奉申上候

当辰十月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾弐両之目当を以御用立申 右之段乍恐御披露奉申上候、 以上

御蔵札差

月番 魚町

辰五月廿四日

八郎右衛門

元
七

御下金 御会所

乍恐書付を以御窺奉申上候

候思召ニ付、右御入用之儀者兼而御心懸ケ御座候得共、遠慮之儀故御用意金一、私札旦那花井吉蔵様被仰聞候者、惣九郎様御儀、此度江戸表へ御参府被遊 被仰聞候、左候得者強而弐重ニ御用立候と申ニも相当リ申間敷哉ニ乍恐奉存 御方様江御臨時金御用立御座候得者、此度被仰付候拾五両之儀者御断可申上奉 外弐重ニ御貸出無御座候旨、先達而被仰渡御座候、然ル処去卯十月金七両右 候様被仰付候得共、都而御臨時金之儀者御家内御不幸・御焼失、右弐ヶ条之 として金拾五両、御親子様御両名之御証文を以、御会所金私拝借仕、御用立 存候処、遠路之儀御用意之思召、殊ニ御帰国之上相残リ候分御返金可被遊段 依之右御用意金拾五両御会所ゟ拝借仕、御用立候儀可相成御儀ニ御座候 乍恐御窺奉申上候、 以上

寛政八年辰五月

御蔵札差 忠右衛門

八郎右衛門

元町七

御会所

御下金

64

- 41 -

覚

斎田満蔵様

卯七月御臨時金五両御用立辰二月引残

、金四両壱分

卯七月御臨時金七両御用立辰二月引残

花井吉蔵様

御蔵札差 お上差

沢梶五郎様

一、金四両

卯七月御臨時金拾両御用立辰二月引残

一、金八両三分

大 馬 屋

忠右衛門

権八

右之通御用立御座候、此外之儀者花井吉蔵様御窺書同様ニ御座候、 辰五月廿四日不断之半切ニ認メ候事 以上

同 日

右御下知之趣

「是者臨時金残リ多分ニも無之、、「點紙) 致候趣ニ候間、かし渡可申候、 殊ニ用意金之事故、帰国之節残リ候分返金 尤婚礼入用等者勿論、」其外入用等ニも右躰

之懸合有之候とも決而不相成候

五月廿六日

森川新兵衛様

藤兵衛

御会所江願書差出し申候、

依之乍恐御届奉申上候、

以上

此度御年賦金之儀ニ付、

口 上

高原田や

御用人中様

付之写 辰六月三日山手御役所江行事両人御呼出し、 大手様御立会ニ
而被仰渡候御書

八郎兵衛

平兵衛

小笠原仁右衛門ゟ町年寄江請取、 江戸并駿府表江罷出候而者可為難儀候間、 当地勤番ゟ江戸表・駿府江引越候面々江、其方共貸金済方割合之通為請取、其度々 銘々江相渡候筈ニ候間、其旨可存者也 以来江戸・駿府ニ而取立、当所御代官

辰六月

辰六月五日臨時拝借

印 「写」)一、金拾両 磯部釜五郎様

同元右衛門様

印 写 一、金廿五両 江原兵左衛門様

印 写 一、金拾五両三分

花形友之助様

南条文二郎様

印 写 一、金八両

印 写 一、金八両

印

写 一、金七両

写 一、金三両弐分

印 印 〆金八拾九両壱分 写 一、金拾三両

石川五郎右衛門様

賀茂宮助之進様

佐々木八十吉様 佐々木利兵衛様

辰六月九日ニ江戸・駿府済方帳面御渡被下候事 柳町御会所ヨリ 六月三日ニ被仰渡候御書付之帳面也

藤右衛門

請取来

乍恐書付を以奉申上候

此度ゟ当十月迄御暮方御入用金御不足御用立候処、 御不足ニ付私方より別

如此ニ御座候、 何分御請難仕、 区々之儀無御座候様惣会所相立、一度ニ引請相勤可申旨、去卯春被仰付、則 段ニ金子御用立候様被仰付候得ども、仲間共勤方区々之趣一同蒙御呵、以来 会所ニて御用弁仕候御儀ニ御座候得者、 以上 御断申上候処、 右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐 別段ニ私方より金子御用立之御儀者

喜平次

寛政八年辰六月十一日

御用人中様

近藤十次郎様

一、金弐百 | 弐拾五両壱分 | 辰五月手廻り兼証文金高覚

、金百三拾四両三分

一、金「百」弐拾両一、金百六両三分

、金百五両

、金三百弐拾両

、金弐拾両

、金三百拾九両三分

メ金弐千弐百「四」両 (監紙) (財紙)

元七 八郎兵衛

吉右衛門

忠右衛門

藤兵衛 幸兵衛 久右衛門

伝十郎

幸助

乍恐書付を以奉申上候

御当用御証文江印形不仕候、 私共仲間内、 山田町吉右衛門儀、当時江戸表江罷越候ニ付、 帰国次第早速印形為仕可申候、乍恐右之段書付 御惣容様当夏

を以奉申上候、

以上

寛政八年辰六月廿八日

幸兵衛 印

七郎兵衛 印

御下金

御会所

乍恐書付を以奉願上候

御憐愍を以、右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕合ニ奉存候、以上 弟弁助江相譲、弁助義平八与改名仕、以来為相勤申度奉願上候、何卒格別之 宿難相勤候二付、右肝煎御免被仰付被下候様奉願上候、札差之儀者此度私身上、 私儀、去卯十二月御蔵札差肝煎被仰付、相勤罷有候処、病身ニ罷成、 御蔵

御蔵札差

平日八八 印

寛政八年

辰六月廿七日

同人弟

弁助 印

御下金

御会所

右平八奉申上候通リ仲間共一同奉願上候、以上

御蔵札差惣代

元城屋町

八郎兵衛 印

右願之通七月二日被仰付候

乍恐書付を以奉申上候

一、冨田小膳様御儀、 冨田小膳様エ御支度御入用ニ御用立被遣候御儀ニ付、御済方之儀、亥夏ゟ拾ヶ 敷様エ亥五月御高引当御会所ゟ金七両弐分私拝借仕、御用立候処、右之金子 去ル七年以前戌年江戸表江御番替被為蒙 仰候節、 御屋

年賦ニ相成、 段奉申上候処、書付を以申上候様被仰付候ニ付、 御支度御入用之分共ニ、此度ゟ江戸表御取立ニ被仰付候御儀ニ御座候、右之 改正御年賦御済方無御座候御方様方、 切不仕候得共、 無御滞御年賦奉請取上納仕来候御儀ニ御座候得者、 取立ニ相成候趣、私方ゟ御願申上候哉之旨御尋ニ御座候、 御会所江上納仕来申候、 右割合を以当辰二月迄御屋敷様御当用金之内ニ而奉請取御下金 戍年江戸表江御引越之御方様方、御当用金御済方御滞、 然ル処右御済方、此度ゟ江戸表冨田小膳様御方ゟ御 元御蔵宿共ゟ一同御願申上候処、前書 乍恐如斯ニ御座候、 右者御定通リ是迄 以上 并御

寛政八年辰六月朔日七 向藤十郎様

平兵衛

宅間屋

御用人中様

(抹消) 乍恐書付を以奉申上候

書付を以申上候様被仰付候ニ付、 御座候ニ付、 達而被仰付御座候得者、壱季済之御臨時金御請仕候而者、御年賦之御趣意無 借仕御用立候様被仰付候処、都而御臨時金之儀、 此度御修覆為御入用金五両、当十月壱季ニ御返済候様ニ而、 御会所へ申立仕かたく奉存候、依之御断奉申上候処、 乍恐如此ニ御座候! 御年賦ニ御用立候様、 以上 御会所ゟ拝 右之趣 先

蔵宿会所

寛政八年辰七月四日

此書付下ル 杉浦新右衛門様 御用人中様

庄兵衛

辰七月三日、 人御呼出し、 月番両人共不快ニ付、 一蓮寺地内町彦右衛門、 月番代市川屋弁助罷出候 追手御役所江御呼出し、 蔵宿月番壱

彦右衛門

組合

永見伊勢守様 名主

近藤淡路守様 御立合ニ而御尋之趣 一弁助

口上ニて申上候様被仰付候 彦右衛門儀、八日町長蔵元札旦那残金之儀ニ付願書差出し候、 右願書之趣

奉存候段申上候 御付被下置候樣奉願上候、 御蔵宿御免被成下、其後段々病気差重リ死去仕、父儀も病死仕候ニ 彦右衛門申上候、書付を以奉申上候通リ、去々寅年長蔵儀病気ニ付 長蔵娘養育之手当一切無御座候ニ付、長蔵元札旦那御用立金御済方 長蔵納借之分、親類共ニて他借等仕弁納仕候、右他借返金之手当并 付、長蔵娘私方へ引取掛置申候、右長蔵御蔵宿御免之節、御会所金 右御済方を以他借返金并長蔵娘養育仕度

右願之儀者蔵宿共江掛合之上ニ而願出候哉、又者無其儀願出候哉 右御願之儀者蔵宿共江一向掛合不仕候

如何之趣意を以蔵宿共江不掛合願出候哉と御呵リ

彦右衛門御答なく恐入罷在候

ニ候、 仕法通相分リ、此方エ願出候ニ者不及事候所、無其儀願出候段、 御改正後者御仕法相立居候事故、長蔵用立金之儀、 且亦右願書斗にては不相分候、定而銘細書持参可有之間、 蔵宿共江掛合候得者、 差出可申 不束之事

書懐中仕罷在候、乍恐奉入御覧候と申、差上ル 差上候積リニ而持参仕候ニ者無御座候得共、 私心覚ニ認メ置候銘細 候

右銘細書御覧之上、是ニて相分リ候、 先下リ居可申旨被仰聞

彦右衛門御腰かけへ下ル

弁助壱人相残リ候様被仰聞、 御尋之趣

只今彦右衛門相尋候処、其方承る通、蔵宿共江不掛合願出候段、 不束之事

「可相渡処、如何之趣意を以是迄引取不相渡候哉 年去彦右衛門方ゟ是迄掛合無之候とも、御仕法通長蔵残金当宿ニ而

弁助申上候、既ニ私当宿相勤罷在候得とも、其砌者私不案内ニ而行 届き不申候

成リ候事哉と尋可申処、如何之訳合ニ而無其儀候哉と御呵リ 其方者不案内ニて茂、仲間共之内古ク相勤候者江、元宿長蔵残金之分ハ如何

御仕法忘却いたし候ニ相当リ、不束之事ニ候 済方当宿ニ而引取相渡候茂有之候処、長蔵残金ニかぎリ、是迄引取不相渡、 先達而若松屋佐次右衛門之儀も承リおよびも有之べく、殊ニ当時も元宿之 御察斗を蒙リ奉恐入、一言之申訳無御座候段申上ル

哉 世 只今相尋候趣ニ而者、去年仲間共残金書出候様申付候節、 長蔵残金ハ相除キ候と相見江候、如何之訳ニ而長蔵残金ハ書出不申候 定而其方残金斗書

弁助御答なく恐入罷在候

今彦右衛門差出候銘細書之通リ、長蔵銘々用立金相違無之候哉 那ニても不審もうつへき処、是迄其儀無之候段、札旦那も不聞事ニ候、只 左候而者長蔵残金丈ケ不足ニ付、如何之訳ニ而残金すくなく候哉と銘々札旦 是迄札旦那三季差引勘定之節も、定而其方残金斗リニ而差引致し候ハん、

相調へ不申候事故、聢と御請難仕旨申上ル 彦右衛門儀得と相改メ、定而相違之儀者御座有間敷奉存候得共、 私

尤之事ニ候、左候ハヽ長蔵帳面其方得と相改メ、町年寄方迄書出可申候 出 奉畏候段申上罷帰ル

覚

平八代

右之者へ申渡儀有之候間、 只今召連レ罷出候、 此書付荘次郎方へ可被相返

以上

辰七月二日

一 行司中

会所立御礼ニ八郎兵衛差添廻ル、其節八日町御会所立印鑑四枚上ル 右平八願之通肝煎役御免、跡札差弟弁助エ被仰付候、 翌日両御支配様并御

乍恐書付を以奉願上候

以上 付を以御願奉申上候処、其然右御証文金高、新兵衛様御調へ被り兼候儀御座候由被仰聞、当五月分御年賦御渡不被下候ニ付、 下置、其上右新兵衛様ゟ此度御書付請取申■、依之先達而先達而奉差上候願書、相違無御座候ニ付、当夏御年賦金之分、此度磯部釜五郎様より私へ御渡し被相違無御座候ニ付、当夏御年賦金之分、此度磯部釜五郎様より私へ御渡し被 何卒御下ケ被下置候様奉願上候、 森川新兵衛様御儀、 去卯冬御蔵宿御離申候砌、 則此度請取候御書付写、 新兵衛様御調へ被遊候処、 請取候御証文金之内、 乍恐奉入高覧候 乍恐先達而書

御蔵札差

寛政八年辰七月十一日

藤兵衛

八郎右衛門

元七

御下金

御会所

森川様ゟ請取候■御之写 書付 書付之事

去卯冬相対を以、其方蔵宿相離、 其節迄借用金年賦ニ相定メ、其砌証文相渡

60

- 45 -

無之候間、 釜五郎殿方より其方江相渡申候、然ル上者、 候処、去冬入置候証文通リ少も相違無之候、依之当夏年賦金之分、此度磯部 有之候様存候ニ付、当夏年賦金之分是まて扣置、右証文金此度巨細ニ相調へ 当辰春右年賦御蔵役所ゟ相渡申候、然ル処、右証文金之内少々相分リ兼候儀 弥定之通リ年々三季御蔵役所ゟ請取可被申候、為後証此度書付入 以来右証文金之儀ニ付、 聊申分

寛政八年辰五月 森川新兵衛 印 置申処、仍而如件

藤兵衛へ高原田屋

滝市兵衛様

金三拾両、 御証文壱通

天野広十郎様

諏訪祐右衛門様

金弐拾八両、

御証文壱通

金五拾三両、 御証文壱通

三宅林右衛門様

金三拾弐両、 御証文壱通

秋田三郎右衛門様

金弐拾三両、 御証文壱通

浅羽又右衛門様

金弐拾六両、 御証文壱通

布施市郎次様

金弐拾八両、 御証文壱通

志村寅三郎様

金弐拾四両、 御証文壱通

〆御証文八通

御役所ニ追々御渡被下置、 右者七年以前戌五月、御当用御証文金、子年ゟ御高百俵三両済之積リを以、 皆済ニ付、此度御証文奉返上候、 . 以 上

御蔵札差惣代

辰八月

藤井屋 八郎兵衛

野田松三郎様

駿府

御役所

此通相認持参候処不用

「年恐書付を以申上候(全文抹消)

仕段申上候所、左候ハヽ、右之段書付を以申上候様被仰付候ニ付、 由ニ付、右壱両私ゟ御用立候様被仰聞候得共、 用立候様被仰聞、既ニ右之内金弐両者御借請被遊、 今日私被呼、被仰聞候者、 先達而会所手代嘉兵衛江御内談を以、金子三両御 御当用御証文金之外、 残リ壱両御用立延引仕候 乍恐如此 御請難

御座候、以上

寛政八年辰八月十六日

喜平次印

御用人中様

近藤十次郎様

八月十九日

手代嘉兵衛儀、不取斗之儀有之候ニ付、不取斗 「行事并嘉兵衛掛リ蔵宿不残」 打寄相(貼紙)

談之上、右嘉兵衛暇申渡ス

於

嘉兵衛懸リ札旦那、不残右之段御届として会所ゟ忠兵衛参上

同日

御下金御会所江右之段御届申上ル、但月番久右衛門参上

御暮方御不足ニ付

奉申上候、「右之趣書付を以」申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此御座候、(財紙) パメルル (財紙) スターの (別報) 別段ニ金子御用立候様被仰付候得とも、御請辩 (機処) (機処) (機処) (機処) (御請難仕段 以上

辰八月十九日

喜右衛門

平井七郎兵衛様

御用人中様

ニ而ハ不相済候ニ付、後々認直し遣し 乍恐書付を以奉申上候

候ニ付、 衛暇差出し候而茂御仕法通之儀ハ御差支無御座候ニ付、 此 届茂不申上暇差出し申候、 広御届茂不申上候者、 向御窺申上候旨、同日御届奉申上候処、 会所手代嘉兵衛儀、 ニ御座候、 向後御用向之儀、 以上 如何之筋ニ御座候哉之旨、 勤方不取斗之儀有之候ニ付、当月十九日暇差出シ申 右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、 会所江被仰下候節、 右嘉兵衛暇差出し候ハヽ、 其時々代リ之者差上、 御察斗被仰聞候、 御屋鋪様ニ不限御 右者嘉兵 乍恐如 其段前 御用

御蔵宿会所

久右衛門

寛政八年辰八月

庄三郎

福井小十郎様 御用人中様

乍恐書付を以申上候

暇差出し候而茂、 申上候旨、同日御届奉申上候処、「月番庄三郎被召呼被仰聞候ハ、会所手代嘉ニ付、向後御用向之儀、会所エ被仰下候節、其時々代リ之者差上御用向御窺 付 仰聞候得共、其儀ハ何分難申上奉存候、右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ 不申上、暇差出し申候段奉申上候処、 二御届茂」不申上候者如何之筋ニ御座候哉之旨、御察斗被仰聞候、 兵衛へ万端■掛合置候筋も有之候へハ、右嘉兵衛暇差出し候ハヽ、其段前広 会所手代嘉兵衛儀、勤方不取斗之儀有之候ニ付、去月十九日暇差出し申候 乍恐如此御座候、 御仕法通之儀者御差支無御座候ニ付、御屋敷様ニ不限御届茂 以上 左候ハ、嘉兵衛不取斗之■申上候様被 右者嘉兵衛

御蔵宿会所

寛政八年辰九月二日

久右衛門

庄三郎

同

福井小十郎様

御用人中様

則久右衛門罷出候処、 脚相立候間、 御用向差支ニも可相成、 候ニ付、 元へ罷越候趣申立候処、 九月五日、 久右衛門申上候ニハ、今以帰国不仕候旨申上候所、 八日町御会所ゟ八月月番之者可参旨、 今明日頃ニハ帰国可仕旨申上罷帰申候 被仰聞候趣、 其後帰国之届茂無之、如何之訳合ニ候哉之旨被仰聞 等閑之いたし方之由被仰候、 先達而会所手代庄兵衛、 御書付を以被仰下候ニ付、 右二付四·五日以前飛 十日之暇ニ而国 左候而ハ屋敷方

(抹消) 此書付之趣、口上ニ而御聞済被遊、 乍恐書付を以奉申上候 書付ハ御下ケ被成候

御屋鋪様御類焼ニ付、御家作為御入用御臨時金御借請被遊候迄、 会所手

右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如斯ニ御座候、以上 候得者、右之五両ニ不拘御臨時金御用立候儀者、何分御請難仕旨奉申上候所、 候御入用ニ付、仲間共拝借金之内を以手代嘉兵衛方ゟ御用立候御儀ニ御座 取差上可申段奉申上候処、嘉兵衛方江者御屋鋪様ゟ御返金被遊候思召故不 遊度旨被仰聞候ニ付、左候ハ丶右手代嘉兵衛方ゟ御用立候分、御証文通引 代嘉兵衛方ゟ当六月金五両取替御用立候処、此度右御臨時金之内御借用被 其儀ニ此度御入用之分御用立候様被仰聞候得共、右御類焼之節差掛リ

御蔵札差月番

井筒屋

忠右衛門

寛政八年辰九月十四日

喜平次

御用人中様

福井小十郎様

此書付ニ而不相済候ニ付、認メ直し上ル、此書付桜井幸介様江上ル

乍恐書付を以申上候

 ★書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上様書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上地に、被仰聞候処、別段ニ御用立候儀ハ何分御請難仕段奉申上候処、右之 と旨、被仰聞候処、別段ニ御用立候儀ハ何分御請難仕段奉申上候処、右之間の場合の表表を表表して、 御暮方御不足ニ付、 御当用御証文金之外、別段金子御用立候儀相成候哉

御蔵宿会所

榊原留蔵様

御用人中様

此書付之趣、

口上ニて御聞済ニ付、書付差上不申候

辰九月十五日

忠右衛門

喜平次

乍恐書付を以奉申上候

仰付候処、当冬御切米御高百俵ニ付金三拾両目当之積リを以御用立候段、 御会所江申上相定申候ニ付、右之外御用立候義何分御請難仕段奉申上候処 右之趣書付を以申上候様被仰付候ニ付、乍恐如此ニ御座候、以上 此度無拠御入用御座候由ニ付、御当用御証文金之外金弐両御用立候様被

御蔵宿会所

辰九月十六日

忠右衛門

喜平次

榊原留蔵様

御用人中様

依之右御済方之儀、 然処右御方様御願通リ御役御免ニ付、右之金子当十月御返済之引当無御座候' 大嶋新助様、当十月御役料引当御会所金拝借仕、金三拾両御用立置申候, 如何御掛合申上可然哉、 乍恐御窺奉申上候、以上

乍恐書付を以御窺奉申上候

御蔵札差

月番

寛政八年辰九月廿日

八日町

忠右衛門

和田平町 客平次

御下金

御会所

乍恐書付を以御届奉申上候

日 御徒頭薬師寺次郎左衛門様エ御用立金御済方之儀ニ付、去卯十一月廿四三 江戸御町奉行所立之御添翰奉願上候処、翌廿四日願之通御■■被成下置、

日大久保遠江守様立御引渡ニ罷成、遠江守様御役替ニ付、十二月十七2~~~3日廿四日甲府出立仕、十二月朔日江戸表立罷出、願書奉差上候処、同日 御糺之上、八月廿四日御改正通仕法通御済方被仰付、難有仕合ニ奉存候、九吟味被成下置、七月廿九日浅草御改正御役所江被召出、御用立金口々巨細ニ 月二日御評定所江被召出、 成下、御呼出之上、古証文其外書物等御糺之上、当辰六月四日於御評定所御 淡路守様江御引渡ニ罷成、 済口証文被 同月廿四日寺社御奉行所脇坂淡路守様江御差出被 遠江守様御役替ニ付、十二月十七日近藤 仰付、翌三日次郎左衛門様御証文受

申上候、以上

二付、当月十七日江戸表出立仕、昨廿日帰着仕候、

依之淡路守様江御返翰奉願上候処、御返翰ニ不及候段被仰付候

依之乍恐書付を以御届奉

取相済申候、

寛政八年辰九月廿一日

御蔵札差 山田町

吉右衛門

八日町

忠右衛門

月番

和田平町 喜平次

御下金

御会所

乍恐書付を以奉申上候

当辰夏引残リ金拾六両壱分ニ相成申候、 御屋敷様江戸御蔵宿御済方之分、当辰夏迄無滞御蔵方御役所江上納仕、 右之段書付を以申上候様被仰付候

ニ付、 如斯ニ御座候、 以上

寛政八年辰九月廿二日

牛奥太郎右衛門様御内

清左衛門

荒川藤右衛門殿

同月三

所 高原田屋吉右衛門、 へ差上申候 薬師寺次郎左衛門様御用立金之趣、 左ニ書付御改正御役

高原田屋 吉右衛門

金弐百四拾両壱分

拾四匁八分九厘

此済方当辰冬ゟ高百俵ニ付三両済之積リニ而、 春夏四両弐分宛、 冬金九両、

都合壱ヶ年金拾八両外ニ五拾両壱分尤無利足ノ積リ

利金弐拾七両弐分

但貸店泊リ利足

拾匁六厘 百俵■三両済也

方有之積リ 但此利金之義者前書元金皆済之上、■割合を以利足皆済迄相渡可申候済

而被仰渡候割合を以仕出し候所、 右者江戸表江御役替被仰付候ニ付、 書面之通ニ御座候、以上 札差手金用立之分為書出、 済方之儀者先達

寛政八年辰

九月

山本金左衛門

坂田庄次郎

(抹消) 覚

金四拾壱両三分也

江戸元御蔵宿

下野屋十右衛門方

56

49 -

御年賦金

但壱ヶ年元金六両済

利足五拾両壱分之積

所へ当辰五月相納候、引残元金拾六両壱分ニ相成申候、 右之金子、去ル五年以前子五月ゟ前書割合之通御年賦ニ相成、 右之段書付差上候 御蔵方御役

様被仰付候ニ付、如此ニ御座候、以上

元御蔵宿

伝十郎

寛政八年辰九月廿三日

当御蔵宿

清左衛門

牛奥太郎右衛門様御内

荒川藤右衛門様

野田源五郎様

御改正年賦

、金拾両弐分・壱匁六分四厘

、金九両弐分・拾弐匁三分八厘

寅二月仕切残金

寅二月引残

御除米丑十月引残

、金拾両三分・四分弐厘

斎田満蔵様

御改正年賦

寅二月引残

寅二月

仕切残金

一、金九拾九両・壱匁五分七厘

一、金弐拾九両壱分・五匁六分三厘

大岡橘五郎様

一、金八両・七匁三分壱厘

飯高初三郎様 、金拾弐両弐分・拾壱匁六分三厘

寅二月

寅二月

仕切残金

仕切残金

比留正太郎様 一、金拾壱両弐分・拾弐匁三分六厘

一、金弐拾七両・拾弐匁八分弐厘

田中善次郎様 一、金弐拾六両壱分・六匁七分七厘

服部重左衛門様

一、金拾壱両弐分・拾匁五分八リ

一、金四拾両弐分・五匁九分五リ

海野左兵衛様

一、金弐拾壱両三分・八分三リ

山下与惣兵衛様

一、金三拾四両壱分・六匁三分八リ 仕切残金

寅二月

此ニ御座候、以上 右者元宿長蔵方御用立金之分、先達而被仰付通り、長蔵帳面相改メ候処、 如

弁助

寛政八年辰九月

御会所

右帳面九月丗日柳町御会所江上ル

榊原太郎右衛門様ゟ御会所金溜リ利足之義相分リ兼候様被仰下候ニ付、左之通

書中を以申上候

遊御座、 受取、 乍恐一筆啓上仕候、 先達而七兵衛奉差上候処、被仰聞候趣者当夏より御済方被仰付候手金 恐悦至極ニ奉存候、 先以追日冷気ニ罷成申候得とも、上々様益御機嫌克被為 然ハ御会所金溜リ利足、当夏御渡し可被下分為

佐々井兵次郎様

寅二月

55

仕切残金

寅二月 仕切残金

寅二月

寅二月 仕切残金

仕切残金

御除米

寅二月

仕切残金

寅二月引残

何れ今便御返書被下置候様奉願上候、 ニ付、又々此度書中を以奉申上候、右溜リ利足上納滞ニ付、此度当地御会所 所金之溜リ利足ニ而、 利足之義ハ先達而駿府よハ勿論、 ニ受取可申段、 応御掛合申上、其上相滞候ハヽ、其段可申出旨被仰付候、依之右之段奉窺候、 上候節ハ、溜リ利足之分ハ書出し不申候、 之分書上候節、 **ゟ蒙御察斗難義至極ニ付、今以御屋鋪様ゟ御渡し不被下候段申上候処、今一** 相分リ不申候旨被仰聞候へ共、其節七兵衛奉申上候通、溜リ 右溜リ利足之分も書出し可申処無其儀、 当夏御渡し可被下御定之金子ニ御座候間、手金之分書 当春迄御年賦ニ追々無滞御渡し被下候御会 右之段何分御前可然様被仰上可被下候 然ル処右躰被仰聞御渡し不被下候 溜利足ハ私方へ御直

八月廿七日

和田平町

平左衛門

高橋多宮様

榊原太郎右衛門様御内

依之委細ニ相分リ候様被承度与存候ハ、、相分リ候仁壱人当所江可差越候、 当所会所江差出申候由、 殊ニ会所金溜リ利足之分当夏分御改正之割合を以、先達而当所蔵宿相渡し、 所金利足之義、 右之通八月廿八日出三度便を以申上候処、 先達而七兵衛へ得与掛合候与ハ御状之趣ニ而ハ相分リ不申候、 蔵宿申聞候 九月三日出被仰下候ハ、其御地会

、其許手金借用之分茂、 細ニ相分リ兼申候、 此ニ御座候、 候哉、不得其意候、 も逢対ニ而事済可申候処、 相知兼申候間、 其趣弁候もの此表江可被申越候よふニも存候、 此義其方ニ而ハ相分リ候事与存候得とも、右之書面斗ニ而 依而手金結高此表蔵宿へ当所町年寄ゟ相渡し候書面、 何れ一応此方江掛合ニ及候ハヽ、其義済方如何様ニ 此方へ一応之掛合も無之、如何之筋合ニ而被申達 右御報旁如 巨

八田久作

九月二日

高橋宅兵衛

平左衛門へ

榊原太郎右衛門様

御会所金溜リ利足并ニ手金仕分ケ、左之通認メ上ル

覚

一、金四拾面

御会所金

此済方 子春ゟ壱ヶ年百俵ニ付三両済之積リニ而、春夏金弐両壱分、 但戌六月ゟ同八月迄、六分リ 銀九

匁宛、 冬金四両三分、 銀三匁

外ニ五拾両壱分利足ヲ添、 亥十一月ゟ

右ハ子春ゟ当辰春迄前書割合之通、 一、銀七拾弐匁 前書御会所金溜リ利足 年々御渡し被下、 元金皆済ニ相成申候

但戌六月ゟ同八月迄、 六分利之分

銀百六拾八匁

但戌九月ゟ亥十月迄、 五拾両壱分利足之分

弐口〆金四両也

右溜リ利足之分、前書元金皆済之上、一所ニ御渡し被下御定ニ御座候、 依之

先達而より此分御渡し被下候様、 度々奉申上候

平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋宅兵衛様

八田久作様

一、金百九拾三両弐分

御改正御年賦金

54

拾匁壱分弐リ 戌五月引残

戌六月ゟ辰四月迄七拾三ヶ月

此利金七拾両弐分

拾壱匁三分四厘

但五拾両壱分積リ

戍八月六日

、金五両三分弐匁弐分

戌八月ゟ辰四月迄七十壱ヶ月 御用立金

但し五拾両壱分積リ

此リ金弐両・銀三匁弐分五リ

元利〆金弐百七拾弐両

銀拾壱匁九分■リ

右之通ニ御座候、此書左之書状ニ差添、九月十三日出ニ差上申候

之分書上候義ハ、仲間共難渋御願差上候節、御惣容様☆仲間とも御用立金書 下候、右御会所金溜リ利足と御地御会所江御差出被遊候私手金之分、両様と 節、当辰四月迄之利足ヲ書登セ金高ニ結ひ書上申候、 高之義巨細ニ相分リ不申候由被仰下候処、是ハ先達而当所御会所江書出し候 被下候、右手金之分、御地御町年寄所ゟ御蔵宿へ御渡被成候書面ニてハ、金 下候御会所金之溜リ利足ニ御座候、先達而御地御会所江御差出し被遊候金子 先便ニも奉申上候通、先達而駿府ゟハ勿論、当春迄御年賦ニ追々無滞御渡被 江御渡被遊、御地御会所へ御差出被遊候由被仰下候得共、右溜リ利足之義ハ 悦至極ニ奉存候、しかれハ当所御会所金溜リ利足之義ハ、先達而御地御蔵宿 乍恐一筆啓上仕候、先以冷気相募候処、上々様益御機嫌克被為遊御座候、 も相分リ候様、 ハ既ニ当月八日出ニ御糺之書状差上候私手金之分ニ御座候、左様被為思召可 則別紙ニ相認メ差上申候、 御高覧被遊可被下候、 是又左様被為思召可被 将又私手金 恐

> 可被下候奉願上候、(「様」脱) 以上

辰九月十二日

和田平町

平左衛門 平左衛門

榊原太郎右衛門様御内

高橋宅兵衛様

八田久作様

辰十月朔日、 山手御役所江御呼出し、 追手様御立合

市川や 助

彦右衛門

弁助へ被仰聞候趣

元蔵宿長蔵用立金、 此間其方ゟ書付差出候通リ相違無之哉

先達而被仰付候通リ、長蔵帳面相改、 其上為念札旦那方江も御懸合申上、

書付奉差上候、右之内御蔵宿相離候御方様三軒有之候、

此御方様江者御

其上ニて済方申付候間、其旨可相心得候 其方申候通り銘々江懸合候も有之、又者不懸合候茂有之ば、銘々江此方ゟ懸合、

懸合不申上候段申上ル

可相渡処其儀無之段、不行届事ニ候 先達而申聞候通リ、是迄も当宿弁助方■済方引取、ニニー

右金子之儀者、

元宿へ

彦右衛門へ被仰聞候趣

其方も先達而弁助方へ掛合、 是迄も済方受取可申処、 其儀無之

双方不行届事ニ候

右済方之儀、 前条申候通リ、銘々江懸合候上、 済方町年寄方へ可申渡候、 其

上候様被仰付候間、

相認差上申候御義ニ御座候、右之義共何分可然様被仰上

趣ニ候間、 ■■是亦可相心得候 尤御仕法通百俵三両済之内ニて、弁助方ゟ彦右衛門方へ割渡し候

同日御呼出し、 追手様御立会

伝十郎

忠蔵煩代

差添 利兵衛

出候得共、差急ニ者不相済候、乍併かし金之儀ニ候得者、 と被仰付候、月番忠蔵煩代利兵衛、右伝十郎江申渡候趣心得違イ無之様被仰 ニ者無之、突出しニ致し、今更御切米前ニ近寄候間、 伝十郎借方ニ茂心得違イ有之、又者其方儀組合蔵宿難相勤、相対を以離レ候 、先達而組合之者江用立金滞ニ付願書差出、

又候昨三日追願イ差出候、

是者先

御済方御下知書写

金会所江相納可致勘定もの也 済被成候迄年々三季御切米渡之節蔵宿方ニ而引落し、時之相場を以売払、 之儀、会所金元利之内紅元高百俵ニ付壱ヶ年ニ三斗五升入拾俵ツ、之積、 大嶋新助組頭相勤候內、 御役料引当、 会所金三拾両用立置候、右元利取立方 代 皆

辰十月六日

乍恐書付を以御窺奉申上候

、当六月江戸表立御参府被遊候御方様方、為御用意金子御借請被遊度旨、 仰聞候ニ付、 借請被遊度旨被仰聞候、 御入用有之、御用意金御遣ひ込ニ相成候由ニ付、 御伺之上御会所金拝借之内御用立申候、 依之乍恐左ニ御窺奉申上候 此度御臨時御証文ニ改、 然所彼地ニ而色々無拠 御 被

沢梶五郎様

一、金拾五両

此御済方来巳年ゟ未年迄三ヶ年賦

斎田満蔵様

、金拾四両

此御済方、右同断

但御用意金拾五両御用立、 内金壱両御返金被遊候ニ付、 相残リ金拾四

両ニ相成申候

花井惣九郎様

一、金拾五両

此御済方、右同断

御仕法通済方請取度願

追而済方可及沙汰ニ

但御親子様御両名之御証文

坪内新蔵様

一、金拾両

此御済方来巳年ゟ午年迄弐ヶ年賦

但御親子様御両名之御証文

|此度者伺之通たるへく候、以来者決而相成不申候段、|付紙・朱書) 被 仰渡候

十月廿四日

御下知

喜右衛門

承之

右之通、 此度御銘々様方年賦済御証文を以御臨時金ニ拝借仕度奉存候、 以上

月番 忠蔵 郡

寛政八年辰十月

印

横近習町 喜右衛門

印

同断

御会所

52

53 -

乍恐書付を以御披露奉申上候

、来巳二月御高引当御用立方之儀、百俵ニ付金三拾弐両之目当を以御用立申

候、右之段乍恐御披露奉申上候、以上

御蔵札差月番

寛政八年辰十月

忠蔵 郡町

喜右衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

一、私共会所手代人少ニ付、 申候、依之右之段御披露奉申上候、以上 此度山田町吉兵衛忰喜兵衛与申者、右手代ニ召抱

御蔵札差月番

忠蔵 郡町

寛政八年辰十月

喜右衛門

御下金

御会所

乍恐書付を以御披露奉申上候

、私共会所手代共、札旦那様方エ御掛合之儀追々御懇意ニ相成、御無礼之儀 御座候而者奉恐入候二付、此度手代割替御掛合為仕候、右之段乍恐御披露奉

申上候、以上

御蔵札差 月番

寛政八年辰十月

忠蔵

喜右衛門

御下金

御会所

合拾両者

但文字金也

借用申金之事(「子」脱)

改可申候間、其段御下金会所江申立可給候、為後日証文仍如件 府之節相残之金子致返金、右入用ニ遣候分、済方之儀者其節及対談、証文相 違返金可申候、万一彼地ニ而無拠儀致出来、右金子之内入用有之候ハヽ、帰 用申処実正也、然上者返金之儀者、弥々右金子不用ニ候ハヽ、帰府之節無相 右者此度江戸表参府ニ付、為用意金御下金会所ゟ其方借請用立給、慥請取借

寛政八年辰六月

辰十月臨時証文

引替相成申候

坪内新蔵

坪内新太郎

八郎兵衛方へ藤井屋